

電気自動車充電設備更新に係る公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和 6 年 10 月 16 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 事業概要

- (1) 事業名 浜松市電気自動車用充電設備更新事業
- (2) 事業の場所 四ツ池公園浜松球場（浜松市中央区上島 6-19-1）
花川運動公園（浜松市中央区西丘町 724）
館山寺公共駐車場（浜松市中央区館山寺町 1832-1）
浜松市南行政センター（浜松市中央区江之島町 600-1）
浜松市北行政センター（浜松市浜名区細江町気賀 305）
はままつフルーツパーク時之栖（浜松市浜名区都田町 4263-1）
- (3) 事業内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- (4) 期間 協定締結日から 8 年以上 12 年未満の複数年
※実施事業者の選定後、別途本市と締結する協定書において最終決定する。
※事業期間満了までに、原則として事業者の負担により EV 充電設備を撤去するとともに設置場所の現状回復を行うものとする。ただし、浜松市から更新の申し出や所有権移転の希望があった場合はこの限りではない。

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
浜松市カーボンニュートラル推進事業本部（浜松市役所本庁舎 6 階）
担当者 風間、内崎
電話 053-457-2502 FAX 050-3730-8104
メールアドレス ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり。

4 参加手続き

プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり。

5 企画提案書等の作成及び提出

プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり。

6 審査の手続き及び採択候補者の特定

プロポーザル方式実施説明書に記載のとおり。

7 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。